

市税条例の規定による寄附金の税制上の留意点について

平成23年4月
横須賀市

横須賀市市税条例の規定による寄附金については、税制上、次の取扱いとなりますので、御留意くださるようお願いいたします。

1 寄附を行った場合の寄附金控除の適用について

横須賀市が指定した寄附金の受入れを行う団体に対して寄附を行った場合には、所得税の寄附金控除に加え、市民税の寄附金税額控除の適用を受けることができます。

なお、市民税の寄附金税額控除額の算出方法は次のとおりです。

$$\left[\begin{array}{l} \text{総所得金額等の 30\%} \\ \text{または寄附金の合計額} \\ \text{のいずれか低い額} \end{array} \right] - 2,000\text{円} \quad \times \quad 6\% \text{ (市民税の税率)}$$

(注) 県民税の寄附金税額控除の適用を受けるためには、寄附金の受入れを行う各団体が神奈川県から別途、寄附金の指定を受けている必要があります。

そのため、神奈川県から寄附金の指定を受けていない場合には、県民税の寄附金税額控除の適用が受けられないこととなりますので御注意ください。

2 寄附金税額控除の適用について

(1) 横須賀市が指定した寄附金の受入れを行う団体に対する寄附であっても、市民税の寄附金税額控除の適用を受けるのは、寄附を支出した年の翌年の1月1日現在に横須賀市に住所地を有している方となります。

したがって、横須賀市外に住所を有する方が横須賀市が指定する寄附金の受入れを行う団体に寄附を行った場合であっても、それぞれの住所地の市区町村が寄附金税額控除の対象となる旨の指定をしていなければ、市区町村民税の寄附金税額控除の適用は受けられないこととなります。

(2) 所得税の寄附金控除と市民税の寄附金税額控除の両方の適用を受けようとする場合にはお住まいの住所地を管轄する税務署に所得税の確定申告書を提出する必要があります。

申告書の提出の際には、寄附金の受入れを行う団体が発行する寄附金受領証など寄附金を受領した旨を証する書類の添付又は提示が必要となります。

なお、所得税の確定申告書を提出した場合、市民税・県民税申告書の提出の必要はありません。

(3) 一定の給与所得者などの確定申告の提出義務がない方で、所得税の確定申告を行わず、市民税の寄附金税額控除の適用のみを受けようとする場合には、「市民税・県民税申告書」による申告が必要です。ただし、この場合には、所得税の寄附金控除の適用を受けられませんので御注意ください。

【お問合せ先】〒238-8550 横須賀市小川町11番地

横須賀市財政部市民税課 個人市民税担当

電話：046-822-8191・8192（直通）

ホームページ URL：http://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/